明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○計量法関係手数料規則の一部を改正する省令（経済産業二五）　一
〔告示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務二〇一）　三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二〇二）　一〇
〔公告〕
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一四
会社その他
会社決算公告　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、税理士証票無効・登録まつ消、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一七

省令

○経済産業省令第二十五号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十四号）の施行に伴い、計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条第一項ただし書及び第五条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第一のとおり」を「次の各号に掲げる型式ごとに当該各号に定めるとおりとする。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第十七条に規定する構造検定の方法のうち特定計量器検定検査規則第二章から第二十六章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式（別表第一第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号から第五号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号までに掲げる特定計量器のものを除く。）については、五万千七百円」に改め、同条に次の各号を加える。

一　別表第一に掲げる特定計量器の型式　同表に掲げる金額

二　別表第一の二に掲げる特定計量器の型式であって、特定計量器検定検査規則第十七条に規定する構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの　同表に掲げる金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）と五万千七百円を合計した金額

別表第一第一号を削り、同表第二号を次のように改め、同号を同表第一号とする。

二　質量計	
イ　ひょう量が二トン以下の非自動はかりであって、検出部が電気式のもの以外のもの	
ひょう量が百五十キログラム以下のもの	十五万三千五百円
ひょう量が百五十キログラムを超えるもの	十四万七千七百円
ロ　分銅、定量おもり又は定量増おもり	一万四百円

別表第一第三号イ中「又はハ」を削り、「四万千七百円」を「四万三千百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「三万九千二百円」を「四万五百円」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「十四万二千七百円」を「二十一万千三百円」に改め、同号ニを同号ハとし、同表第四号中「七千六百円」を「七千九百円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号を次のように改め、同号を同表第四号とする。

五　量器用尺付タンク	四万千六百円

別表第一第六号中「一万二千七百円」を「一万五千五百円」に、「九千二百円」を「一万八百円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第七号中「五万六千九百円」を「十万六百円」に改め、「四万八千九百円」を削り、同号ロに次のように加え、同号を同表第六号とする。

(1)　表示機構が電気式のもの	十四万二千円
(2)　(1)に掲げるもの以外のもの	十万二千円

別表第一第八号を削り、同表第九号を同表第七号とし、同表第十号を同表第八号とし、同表第十一号を同表第九号とし、同表第十二号中「二十万三千五百円」を「三十八万四千五百円」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十三号中「十六万四千七百円」を「十六万七千五百円」に、「十七万四千七百円」を「十七万七千九百円」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十四号中「二十三万七千八百円」を「二十四万二千四百円」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十五号中「十七万九千六百円」を「十八万三千三百円」に、「二十万千七百円」を「十八万五千八百円」に、「十八万三千四百円」を「十八万八千三百円」に、「十九万三千四百円」を「十九万五千九百円」に、「四万九千円」を「五万六百円」に、「十万六千円」を「十二万千百円」に、「一万八百円」を「一万千百円」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十六号中「九千二百円」を「一万八百円」に改め、同号を同表第十四号とする。